

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

辰野町物価高騰対策製造業・飲食サービス業・

辰野町料飲店組合・道路貨物運送業・タクシー業支援金

新型コロナウイルス感染症拡大からの経済回復やウクライナ情勢等により、世界的に物価が高騰したため、特に大きな影響を受けた町内の製造業者、飲食サービス業者、辰野町料飲店組合員、道路貨物運送業者及びタクシー業者に支援金を支給します。

1. 対象者 ▷次の①～⑤のすべてを満たす方が対象です。

- ① 令和5年12月1日時点で町内に事業所を有し、主たる事業が次のいずれかに該当すること
 - A) 日本標準産業分類の製造業
 - B) 日本標準産業分類の飲食サービス業
 - C) 辰野町料飲店組合員
 - D) 貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動者運送事業
 - E) 貨物自動車運送事業法に基づく貨物軽自動車運送事業
 - F) 国土交通大臣の許可を受けたタクシー業
- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する個人事業主を含む中小事業者
- ③ 交付申請日時点で休業及び廃業しておらず、今後も事業を継続する意志があること
- ④ 主たる業種に関する業界団体等が公表するガイドラインを読み、当該ガイドラインに基づく、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること
- ⑤ 暴力団及びその関係者でなく、かつ宗教組織・団体及び政治団体でないこと

2. 支給額 ▷1事業者につき次の金額を支給します。 一律10万円

3. 申請書類 ▷申請書は、辰野町行政サイトか辰野町産業振興課にあります。

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 許可証等の写し（許可等を要する業種を営む者のみ）
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 本人確認書類（個人事業主のみ）



4. 申請期間 ▷令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

5. お問い合わせ・申請先 ▷辰野町産業振興課 TEL:0266-41-1111